

岡山県天神山文化プラザ指定管理者募集要項

令和7年8月

岡山県

岡山県天神山文化プラザ指定管理者募集要項

岡山県(以下「県」という。)では、芸術その他の文化に関する活動(以下「文化活動」という。)を促進し、県民文化の振興に寄与するため、岡山県天神山文化プラザ(以下「文化プラザ」という。)を岡山市に設置しており、その施設及び設備の管理・運営に関する業務について地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による指定管理者制度を導入しています。

この募集要項は、岡山県天神山文化プラザ条例(平成17年岡山県条例第16号)(以下「文化プラザ条例」という。)の規定に基づき、文化プラザの指定管理者を公募するに当たり、その手続き、審査方法等を示すものです。

[公募等の概要]

■公募の目的

指定管理者制度の導入により、文化プラザの管理運営について、民間活力を生かし、県民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的とします。

■指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日(5年間)

■指定管理者の募集方法及び選定方式

公募し、その事業計画書の内容を審査して、指定管理者の候補を選定します。

■審査方法

「環境文化部指定管理者候補選定委員会」を設置し、審査基準に基づき事業計画書等の審査を行い、指定管理者の候補を選定します。

■選定結果の通知等

選定結果は、申請者に通知するとともに、県のホームページ等において公表します。

■指定管理者の指定等

指定管理者の候補を指定管理者として指定する議案を県議会に提案し、議会で議決された場合は、指定管理者に指定し、当該指定管理者と協定を締結します。

■問い合わせ先(以下「事務担当窓口」という。)

岡山県環境文化部文化振興課文化振興班(担当：稲田、逢澤)

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号(岡山県庁7階)

TEL：086-226-7901(直通) / FAX：086-233-5720

URL：<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/23/>

E-mail：bunkasin@pref.okayama.lg.jp(表題に「指定管理者の件」と記載してください。)

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称 岡山県天神山文化プラザ
(2) 所在地 岡山県岡山市北区天神町8番54号

(3) 設置の目的

- ア 文化プラザの施設及び設備の提供
イ 文化活動の鑑賞及び発表の機会の提供
ウ 文化活動に関する情報の収集及び提供
エ 県民文化の振興に関する事業の実施
オ その他文化活動の促進に関し必要な業務

(4) 施設の規模

- ア 敷地面積 6,817.06 m²(うち国有地 2,329.83 m²)
イ 建物構造、延べ床面積、建築面積、開設年月など
建物構造 鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階建
延べ床面積 5,739.79 m² 建築面積 2,359.69 m²
開館年月日 平成17年9月4日(リニューアルオープン)
(当初建設 昭和37年 旧岡山県総合文化センター)
ウ 主要施設等
展示室(5室)、ホール(270席)、練習室(5室)、会議室(2室)、文化情報コーナーほか
エ その他

以下については、県が行政財産の使用を許可し、使用料を徴収しています。

- ① 公益社団法人岡山県文化連盟(事務所：3階管理室の一部 14 m²)
② 株式会社スギノ(自動販売機：1階及び地下1階の一部 3.34 m²)
③ 有限会社日東ベンディング中国(自動販売機：1階の一部 1.06 m²)

(5) 収蔵品

美術品 188点 図書 6,792点

(6) 職員構成及び職員数(令和7年4月現在)

施設管理者	1名	
常勤職員	4名	
非常勤職員	2名	
臨時職員	8名	計15名

(7) 主な企画事業

令和6年度の企画事業は、参考資料「3 企画事業の実施状況」を参照

(8) 文化プラザの利用状況（令和6年度）

施設名	開館時間	令和6年度	
		入場者数	利用率
展示室（5室）	9：00～18：00	108,072	85.9%
練習室（5室）	9：00～22：00	20,790	87.8%
ホール	9：00～22：00	21,838	55.1%
会議室（2室）	9：00～17：00	5,351	54.4%
文化情報センター	9：00～18：00	13,897	-
計	-	169,948	-

※利用率には、主催事業などの利用料減免分の利用を含みます。

※詳細は、参考資料「2 施設利用状況」を参照。

※「文化情報センター」の名称は、「文化情報コーナー」に変わります。

2 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う文化プラザの管理の基準は、文化プラザ条例、文化プラザ条例施行規則（平成17年岡山県規則第114号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成17年岡山県規則第134号）、岡山県天神山文化プラザ指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）及び仕様明細書のとおりとします。

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者業務の範囲は、次のとおりとし、詳細は仕様書によります。

- (1) 文化プラザの施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供
- (2) 文化活動の鑑賞及び発表の機会の提供
- (3) 文化活動に関する情報の収集・提供及び相談
- (4) 県民文化の振興に関する事業の実施
- (5) 施設等の利用等の許可
- (6) 施設等の維持管理
- (7) 収蔵作品等の管理
- (8) 県内文化関係施設及び各種文化団体等との連携
- (9) 利用者アンケート調査の実施
- (10) 岡山県エコ・オフィス・プランに沿った環境負荷低減の取り組みを講じること
- (11) 前各号に掲げるもののほか、文化活動の促進に関し必要な業務及び文化プラザの運営

4 指定管理者の指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

5 利用料金及び指定管理料

(1) 利用料金等

ア 文化プラザは、地方自治法第244条の2第8項の規定による利用料金制を採用しますので、指定管理者は、施設等の利用者が支払う利用料金を自らの収入として収受し、

施設の管理運営及び事業実施に要する経費に充てるものとします。なお、指定管理者が自ら行う事業に係る収入も同様とします。この場合において、事業の実施に当たっては、県の事前承認が必要です。

イ 利用料金の額(消費税分を含む。)は、文化プラザ条例第9条第2項の規定により、指定管理者が県の承認を受けて設定するものとします。(詳細は仕様書のとおり。)

ウ 指定管理者は、県があらかじめ示す基準によるもののほか、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、県と協議の上、承認を受けて定める基準に基づき、利用料金を減免することができます。

(2) 指定管理料

ア 利用料金収入のほかに、施設の管理運営に要する経費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払います。

今回公募する期間(5年間)における指定管理料の限度額は、422,155千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)であり、年度ごとの限度額は84,431千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)です。

なお、収支予算書(様式2)において上記の限度額を超える指定管理料収入見込額で申請した場合は失格とします。

イ 指定管理料の額は、県が提示する指定管理料を上限として、指定管理者が応募に当たり提示した額の範囲内で、県と指定管理者が締結する協定(以下「包括協定」という。)において定めるものとします。

ただし、包括協定の締結後に消費税率等に変更があった場合においては、アの指定管理料の限度額及び指定管理者が応募に当たり提示した金額にかかわらず、変更後の消費税率等を勘案して、指定管理料の額を改定するものとします。

ウ 次のとおり、賃金及び物価に関する指標の変動を指定管理料に毎年度反映(賃金・物価スライド)させることとし、その旨を包括協定において定めるものとします。

※賃金・物価スライドの内容や包括協定書の標準例については、指定管理者制度運用の手引き(令和7年4月改定版)を参照すること。

【包括協定書における賃金・物価スライドの規定内容】

責任の分担を定める条項の規定にかかわらず、次に掲げる場合において、県又は指定管理者の申出(申出期限:各年度の11月×日)があったときは、別紙の算定方法によって算定した額により、指定管理料を変更するものとする。

(1) 100に、令和7年度(※公募年度)から各年度までにおけるそれぞれの月例給改定率(岡山県人事委員会が年度ごと示す職員の給与等に関する報告及び勧告の概要(これに相当するものを含む)における月例給の改定率をいう。)に1を加えた数を乗じて算定した数値(小数点以下第2位を四捨五入)が100以外のとき

(2) 令和6年度(※公募前年度)の消費者物価指数(総務省において作成する消費者物価指数のうち岡山市のもの(基準品目は総合に限る。)をいう。)を100とした場合の、各年度の前年度の10月から各年度の9月までの1年間の平均値(小数点以下第2位を四捨五入)が97未満のとき又は103を超えるとき

エ 指定期間中の各年度の指定管理料の額は、業務内容の変動、消費税率等の変更等を踏まえ、年度ごとに締結する協定（以下「年度協定」という。）において定めるものとします。

オ 指定管理者の経営努力により生じた剰余金については、原則として精算による返還を求めません。

ただし、年度協定で限度額(330万円)を定める小規模修繕に係る剰余金については、県に返還するものとします。

カ 指定管理料は、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに支払います。支払の時期、方法については、年度協定において定めます。

(3) 経理及び管理口座

指定管理者の業務に係る会計は、指定管理者となる法人等の他の事業の会計とは区分して経理するとともに、専用の口座で管理してください。

6 応募資格

(1) 応募資格

応募資格は、次のとおりとします。

ア 岡山県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。

イ 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ④ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- ⑤ 岡山県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ⑥ 岡山県税(岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所所在地の都道府県税)並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

ウ 法人等の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。)が、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 暴力団員等(岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)に該当する者
- ② 暴力団(岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にある者
- ③ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 複数の法人等での共同応募

複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、次の事項に留意してください。

ア グループの適切な名称を設定し、代表となる法人等を選定し、グループを構成したことを証する書面(様式7、様式8)を添付してください。この場合、代表となる法人等は、当該グループにおける責任割合が最大であることが必要です。

- イ 当該グループの全構成員が上記(1)の応募資格を有することが必要です。
- ウ 当該グループの構成員は、別のグループの構成員となり、又は単独で、この要項により指定管理者の指定を申請することはできません。
- エ 応募に関する事務は、全て当該グループの代表となる法人等の代表者を通じて行ってください。
また、県が当該グループの代表となる法人等の代表者に対して行った行為は、当該グループの全構成員に対して行ったものとみなします。

7 指定の申請の方法

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和7年8月15日(金)から同年10月14日(火)まで(休日(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。)を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

事務担当窓口<1頁参照>

ウ 配布方法

配布期間内に事務担当窓口で直接受け取ってください。

郵送を希望する場合には、あて先を明記し、510円分の切手を貼った返信用封筒(角形2号(A4サイズ用の紙が折らずに入る大きさのもの))を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便でアの期間内にイの場所へ請求してください。文化振興課のホームページからダウンロードすることもできます。

(2) 募集説明会(現地説明会)の開催

ア 日時及び場所

日時：令和7年8月28日(木) 午後1時30分から午後3時頃まで
場所：文化プラザ 地階 第1練習室

イ 説明会の内容

募集要項、仕様書等の説明及び対象施設見学

ウ 留意事項

- ① 駐車場が少ないので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。
- ② 募集要項、仕様書、仕様明細書等資料一式を持参してください。
- ③ 参加者多数の場合など、日時場所を変更することがあります。
- ④ 参加できる人数は、一法人等につき2名までとします。(共同応募の場合は、グループで2名以内とします。)

(3) 募集説明会への参加手続

募集説明会への参加を希望する法人等は、募集説明会参加申込書(別紙様式)に所定事項を記載の上、持参、ファクシミリ又はEメールにより申し込んでください。

なお、ファクシミリ又はEメールにより申込を行う場合は、送付した旨を電話にて事

務担当窓口ご連絡し、受け取りの確認をしてください。

ア 申込期間

令和7年8月15日(金)から同年8月22日(金)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 申込場所

事務担当窓口<1頁参照>

(4) 質問事項

質問がある場合は、質問事項を記載した書面(様式9)を持参、ファクシミリ又はEメールで事務担当窓口へ提出してください。

電話や来訪など口頭による質問は受け付けません。

なお、ファクシミリ又はEメールにより質問を行う場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受け取りの確認をしてください。

ア 受付期間

令和7年8月15日(金)から同年9月17日(水)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

事務担当窓口<1頁参照>

ウ 回答方法

受け付けた質問に対する回答を取りまとめ、令和7年10月1日(水)までに、文化振興課ホームページにおいて公表します。

(5) 指定申請書の受付

指定申請を行おうとする法人等(以下「申請者」という。)は、申請に当たって、次に掲げる書類(以下「申請書類」という。)を提出してください。

ア 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書(指定管理の指定の申請等に関する規則様式。以下「指定申請書」という。)
- ② 事業計画書(様式1)
- ③ 収支予算書(様式2)
- ④ 法人等の概要(様式3)
- ⑤ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- ⑥ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録(以下「事業報告書等」という。)。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。
- ⑦ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

- ⑧ 法人にあつては、法人の登記事項証明書
- ⑨ 役員名簿(様式4)
- ⑩ 指定管理者の指定申請に係る申立書(様式5)
- ⑪ 誓約書(岡山県暴力団排除条例関連)(様式6)
- ⑫ 岡山県税(岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県民税)の完納証明書
- ⑬ 税務署が発行した消費税及び地方消費税の完納証明書
- ⑭ グループ構成員表(様式7) (グループを構成して応募する場合)
- ⑮ 協定書標準例※様式8参照 (同上)

イ 提出部数

10部(正本1部、副本9部)

ウ 受付期間

令和7年8月15日(金)から同年10月14日(火)まで(休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

エ 提出場所

事務担当窓口<1頁参照>

オ 提出方法

持参又は書留郵便(令和7年10月14日(火)必着)

8 指定管理者の審査基準及び配点

選定基準 (条例に規定する基準)	審査項目	審査内容(審査の視点)	配点
事業計画の内容が県民文化の振興に資するものであること (第12条第1項第1号)	①管理運営の基本方針	(文化施設としての設置目的への理解) ・文化プラザ条例の目的や管理運営に関する基本的な考え方(仕様書1頁)を理解した提案内容であるか。 ・文化プラザ全体として、貸館と企画事業の実施のバランスは、適当か。	点 10
	②企画事業の実施	(企画事業の妥当性) ・文化プラザのホール、展示室、練習室を効果的に活用しながら、「広く県民が親しみ参加できるプログラム」、「将来の岡山の文化芸術の担い手育成につながるプログラム」を中心に、幅広い年齢層の県民を対象とした、文化芸術の裾野の拡大や担い手育成につながる事業を積極的に実施する内容となっているか。	点 15
	③文化情報コーナーの管理運営	(利用者の立場に立った管理運営方策) ・文化団体や一般県民への文化活動に係る情報発信、助言・相談等、文化情報コーナーの管理運営のあり方を理解した提案内容であるか。 ・文化情報コーナーに係る具体的な事業提案は適当な内容となっているか。	点 5
文化プラザの機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (第12条第1項第2号)	④サービス向上につながる質の高い管理運営に向けた取組	(各施設等の利用者増加及びサービス向上の方策) ・施設の利用時間帯並びに利用料金の設定は利用者の利便性に配慮したものとなっているか。 ・利用者等のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。	点 15
	⑤経費縮減の取組	(指定管理料要望額) ・指定管理料上限額に対し、申請書の指定管理料収入額はどの程度か。	点 15
		(収支計画の妥当性) ・収支予算書の積算は妥当か。また、事業計画書との整合性は図られているか。	
		(効率的な維持管理計画・経費削減策等) ・効率的に管理運営し、経費の節減等に取り組む内容であるか。 ・経費節減や収益向上策は具体的な提案で実現の可能性はあるか。	

選定基準 (条例に規定する基準)	審査項目	審査内容(審査の視点)	配点
事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること (第12条第1項第3号)	⑥申請者の管理運営体制	(組織体制) ・施設の機能を十分に発揮した管理運営を行える職員構成や職員配置であるか。 ・美術関連業務や施設の管理運営業務に関する知識と経験を有した職員配置計画となっているか。 ・維持管理業務に必要な資格保有者の確保をしているか。 ・職員の資質向上に向けた取組をしているか。	点 15
	⑦法令等の遵守状況	(労働法令その他の関係法令等の遵守の状況) ・労働法、消防法などの規定を遵守する内容となっているか。	
	⑧申請者の経理的基礎・技術的能力等	(経営の安定性) ・経営基盤が安定しており、事業計画書に沿った管理運営を行う能力を有しているか。 ・指定期間中に経営破綻する恐れはないか。 ・類似施設の管理実績はあるか。 (環境政策への理解) ・環境に配慮した取組をしているか。	点 10
その他業務を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること (第12条第1項第4号)	⑨文化団体等との連携	(文化団体等との緊密な連携) ・文化芸術活動の実績はあるか。 ・文化団体等との具体的な連携方策が提案されているか。	点 10
	⑩危機管理に関する取組	(個人情報の保護等) ・個人情報保護対策は万全か。 ・情報漏洩防止措置など情報管理体制は万全か。 (災害等緊急時の対応等) ・災害等緊急時における対応方策の確保や教育・訓練の方策は十分か。 ・事故防止の取組と事故発生時の対応方策は十分か。 ・施設の安全点検計画が策定されているか。 ・緊急連絡網が整備されているか。 ・利用者等からのクレーム対応は適切か。苦情処理に関する職員への指導、研修が計画されているか。県への報告体制がとられているか。	点 5

9 指定管理者の選定手順

(1) 選定委員会の設置

指定管理者の候補を選定するため、有識者6名程度で構成する「環境文化部指定管理者候補選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置します。

(2) 資格審査

提出された申請書類に基づき、県において応募資格の適否について審査を行います。応募資格がないと認めた申請者に対しては、その旨及び選定委員会で審査を行わないことを通知します。

(3) 申請者によるプレゼンテーション

申請者による公開プレゼンテーションを選定委員会の場で実施します。

公開プレゼンテーションの日時等については、別途申請者に通知します。

(4) 選定委員会による審査

選定委員会は、各申請者の申請書類について、前記「8 指定管理者の審査基準及び配点」（以下「審査基準」という。）により審査を行い、原則として、各委員の採点の合計点が最高の申請者を指定管理者の候補とします。

ただし、県が求めるサービス水準を確保するため、審査基準のうち「管理運営の基本方針」の項目について、各選定委員の採点の合計点が満点の6割未満の場合には、選定委員会において2次審査を行い、当該申請者が施設の設置目的を達成できないと判断した場合は失格とします。

(5) 選定結果の通知方法

選定結果については、各申請者に文書で通知します。（令和7年11月下旬を予定）

(6) 選定結果の公表

選定結果等を県のホームページにおいて公表します。

(7) 指定管理者の指定

指定管理者の候補は、県議会における議決を経た後に、指定管理者に指定されます。

10 協定書の締結

指定管理者の指定及び予算成立の後において、指定管理者業務の開始までの間に、県は指定管理者と協議の上、指定管理者業務に係る具体的な項目について、包括協定並びに年度協定を締結します。

11 指定管理者業務の継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により文化プラザの指定管理者業務を継続することが困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、県は、指定管理者に対して必要な指示を行い、又は改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めます。

イ 指定管理者が業務の改善等に関する指示に従わないとき、又は指定管理者の責めに帰すべき事由により文化プラザの指定管理者業務を継続することが困難となったときは、県は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部

の停止を命じることとします。

ウ 県が、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合、県は、指定管理料の全部若しくは一部の支払いを行わず、既に支払った指定管理料の全部又は一部を返還させるとともに、県に生じた損害の賠償を指定管理者に請求することができるものとします。

エ 指定の取消し等により、次期指定管理者へ業務を引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく本施設の指定管理者業務を遂行できるよう必要な対応を行わなければならないものとします。

(2) 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、県又は指定管理者の双方の責めに帰すことのできない事由により、指定管理者業務の継続が困難になった場合には、県と指定管理者は、業務継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより包括協定及び年度協定を解除できるものとします。

(3) 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後は、次の指定管理者候補者として、選定委員会による審査の結果、次点となった候補者と指定管理者業務に関する協議を行うことがあります。

12 リスク分担に関する事項

県と指定管理者の間におけるリスク分担の方針は、次表のとおりです。

なお、次表に定める事項で疑義がある場合又は次表に定めのないものについては、県と指定管理者が協議のうえ、決定することとします。

種 類	内 容	県	指定管理者
施設・設備の 損傷	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動 その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰することが できない自然的又は人為的な現象)によるもの	○	
	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	施設・設備の設計又は構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化によるもの	○	
物価変動等	人件費、物品費等の物価変動又は金利変動に伴う管理運営経 費の増		○
法令又は税制 の変更等	指定管理者業務に影響を及ぼす法令又は税制変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更又は定例的・一般 的な税制変更		○
第三者への賠 償	①指定管理者の管理瑕疵に起因するもの		○
	②①以外の事由によるもの	○	
保険の加入	利用者等に係る保険の加入		○
周辺地域及び 住民への対応	①指定管理者の業務に関するもの		○
	②①以外のもの	○	

13 その他

- (1) 提出された書類は、返却しません。
- (2) 提出された書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の公表等必要な場合には、申請書類の一部又は全部を無償で使用できるものとします。
- (3) 申請にかかる経費は、すべて申請者の負担とします。
- (4) 提出された書類は、岡山県行政情報公開条例(平成 8 年岡山県条例第 3 号)及び個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き開示する場合があります。
- (5) 申請書類の受理後に辞退する場合には、辞退届を提出していただきます。
- (6) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者及びその関係者において不法又は不正な行為があった場合には、申請を無効とします。

14 問い合わせ先

郵便番号	700-8570
所在地	岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号 岡山県環境文化部文化振興課文化振興班(担当：稲田、逢澤)
電話番号	086-226-7901
ファクシミリ番号	086-233-5720
ホームページ	http://www.pref.okayama.jp/soshiki/23/
Eメールアドレス	bunkasin@pref.okayama.lg.jp (表題に「指定管理者の件」と記載してください。)

(本要項の添付書類)

- 1 申請書様式
- 2 岡山県天神山文化プラザ指定管理者業務仕様書
- 3 岡山県天神山文化プラザ業務仕様明細書
- 4 参考資料

(包括協定書における賃金・物価スライドの規定内容 別紙)

1 算定の基礎金額

(令和8年度～令和12年度) ※年度ごとに異なる場合は、年度ごとに作成

	費目	金額 (円)	内訳
人件費	正規職員賃金	管理申請書 運用業務に 係る収支予 算 申請時に 提出いた だく に基づき 設定	○円×○人＝
			○円×○人＝
	非正規職員賃金		○円×○人＝
			○円×○人＝
	法定福利費		上記計×○%
	○○費		
	合計		
物件費	××委託費		
	電気代		
	○○費		
	合計		

2 増減率

	参照指標	増減率
人件費	100 に、令和7年度(※公募年度)から各年度までにおけるそれぞれの月例給改定率(※1)に1を加えた数を乗じて算定した数値	左記数値－100 (%) ※小数点以下第2位を四捨五入
物件費	令和6年度(※公募前年度)の消費者物価指数(※2)を100とした場合の、各年度の前年度の10月から各年度の9月までの1年間の平均値	・左記数値が97未満の場合 左記数値－100+3 (%) ・左記数値が103超の場合 左記数値－100－3 (%) ※小数点以下第2位を四捨五入

※1 岡山県人事委員会が年度ごと示す職員の給与等に関する報告及び勧告の概要(これに相当するものを含む)における月例給の改定率

※2 総務省において作成する消費者物価指数のうち岡山市のもの(基準品目は総合に限る)

3 増減額の算定方法

	算定方法	備考
人件費	以下①②のうち低い額 ①増減額算定の基礎金額合計に増減率を乗じて得た金額 ②指定管理者が令和7年度(※公募年度)以降に実施したベースアップによる影響額(原則、増減額算定の基礎金額に、想定した人員ごとのベースアップ率を乗じて得た金額とする。)	・増額の申し出にあたっては、②の額について、算定方法や根拠資料を示すこと ・千円未満切り捨て
物件費	増減額算定の基礎金額合計に適用増減率を乗じて得た金額	・千円未満切り捨て